骨子

下水道政策研究委員会 制度小委員会報告(案) 「今後の下水道法等の制度の方向性」 ~循環のみちの「持続」と「進化」を加速させるために~

まえがき

- ○下水道政策研究委員会の開催経緯
- ○制度小委員会の設置経緯
- ○これまでの下水道法等の制定・改正の経緯

制度小委員会での検討事項

〇背景

- ・下水道政策研究委員会報告書「新下水道ビジョン〜『循環のみち』の持続と進化(平成26年7月)」において「制度構築」すべきとされている施策
- ・その後の制度改正の動き (平成27年の下水道法等の改正など)
- ・政府の成長戦略に位置づけられている下水道の重要施策(広域化・共同化など)

〇検討事項

- 下水道事業の持続性の確保
- ・気候変動を踏まえた浸水対策の強化
- ・人口減少への対応 など

1. 下水道事業の持続性の確保

~ストックマネジメントからアセットマネジメントへ~

(1)ストックマネジメントの高度化

【現状と課題】

- ○脆弱な執行体制・厳しい財政事情
 - ・下水道関係職員数が5人未満の自治体は全体の約40%。
 - ・アセットマネジメントの推進に必要な台帳整備とその電子化の遅れ。
 - ・約3/4の事業が、汚水処理原価が使用料単価を上回る「原価割れ」の状況。
 - ・何も対策を打たない場合、30年後には半数以上の団体で経費回収率が60%を下回る試算。
 - ・維持管理費は増加傾向(直近10年間で約1割増加)。

○老朽化施設の増大と陥没事故の発生

- ・今後50年経過管が急増する見込み。処理開始から15年を経過した処理場が8割以上。
- ・将来の維持管理・更新費は現状の0.8兆円から1.3兆円に膨らむものと推計。
- ・(5年に一回以上の点検が義務付けられている)腐食するおそれが大きい排水施設以外でも 下水道管に起因する陥没事故が発生。

【制度化の方向性】

- 下水道事業の持続性の確保に向け、台帳電子化、共通プラットフォーム、簡易なアセットマネジメントシステムの構築を促進し、維持管理業務の効率化・マネジメントサイクルの導入を図るといったデジタルトランスフォーメーションの取組を推進すること。
- 陥没事故発生時の影響を勘案した維持修繕基準の強化を検討すること。

(2)経営健全化の推進

【現状と課題】

○厳しい財政事情

- ・維持管理費は増加傾向(直近10年間で約1割増加)。(再掲)
- ・約3/4の事業が、汚水処理原価が使用料単価を上回る「原価割れ」の状況。(再掲)

○中長期の収支見通しの作成が不十分

- ・15%の団体が経営戦略の策定に「未着手」。
- ・人口3万人未満の団体で、公営企業会計の「適用済」「適用に取組中」は35%に過ぎない。

○使用料改定の必要性の確認が不十分

- ・現行の使用料体系の使用料算定期間が「不明」の事業が約半数。
- ・直近5か年以内に使用料改定していない事業体の59%が改定の必要性を検討していない。
- ○現行の使用料体系は人口減少等が減収に影響しやすい。
 - ・費用では固定費が9割以上を占めるのに対し、使用料収入の基本使用料割合は約3割。
- ○工事単価が増嵩する中、改築事業に係る世代間の負担の公平を図る必要。
 - ・約8割の事業体が資産維持費の導入に消極的であり、「資産維持費の計上が制度的に明確化 されていないため」との理由もある。
- ○管路閉塞の場合の清掃費用の求償に多大な費用と時間を要する。
 - ・管路閉塞の場合、原因者が明らかであっても、任意の支払いに応じてもらえない場合、民 事訴訟手続きに拠らざるを得ず、多大な費用と時間を要する(不法行為の立証責任は、下 水道管理者側に課せられる)。

【制度化の方向性】

- 〇 下水道事業の持続性を確保するため、将来の改築費用を含む収支見通しを作成・公表するとともに、使用料算定期間の設定と期間経過毎の定期的な下水道使用料の検証・見直しを促進するための制度化を検討すること。
- 資産維持費の徴収が、制度上可能であることの明確化を図るとともに、健全な 経営を確保できる適切な下水道使用料の設定がなされるよう促すこと。
- 管路閉塞を解消するための清掃費用について、損傷負担金と同様、原因者から 確実に徴収することを可能とするための制度化を検討すること。

(3)広域化・共同化の推進

【現状と課題】

○脆弱な執行体制・厳しい財政事情

- ・下水道関係職員数が5人未満の自治体は全体の約40%。(再掲)
- ・何も対策を打たない場合、30年後には半数以上の団体で経費回収率が60%を下回る試算。 (再掲)

○広域化・共同化は政府の重要課題

・令和4年度までの目標として、450箇所で汚水処理施設の統廃合に取り組むこと、全て の都道府県において広域化・共同化に関する計画を策定すること、を設定。

○広域化・共同化のインセンティブが不明確

・特に中小自治体では、広域化・共同化の具体的な目標や内容を示さないと進みづらい。

【制度化の方向性】

- 広域化・共同化の推進に当たっての、国、都道府県、市町村の役割を明確にするとともに、都道府県が広域化・共同化の計画を策定し、国が積極的に関与していくための制度化を検討すること。
- 各処理場の監視制御システムの互換手法の構築など、広域化・共同化を促進す る技術開発を推進すること
- O 広域化・共同化に向け、更なる現状分析を行うとともに、推進方策を検討する こと。

2. 気候変動等を踏まえた浸水対策の強化

(1)都市浸水対策の強化

【現状と課題】

- ○気候変動等の影響
 - ・今後、1時間降雨量50mm以上の発生回数が2倍以上に増加するとの予測。
 - ・令和元年東日本台風など記録的な大雨による甚大な被害が発生。

○都市浸水対策の実態

- ・下水道による都市浸水対策達成率は59%。
- ・全国の水害被害額の約4割は内水氾濫による。

〇中長期的な整備方針の欠如

・策定を「要請」している「雨水管理総合計画」の策定率は約1割。

○浸水リスク情報の重要性

- ・まちづくりにおけるリスク情報の活用の重要性が指摘されている。
- ・建築物の電気設備の浸水対策におけるリスク情報の活用の重要性が指摘されている。

〇内水ハザードマップの作成・公表が進んでいない。

・内水ハザードマップの早期作成が必要な自治体のうち25%が未公表。

○執行体制が課題

・下水道事業の多くは市町村が主体であり、浸水対策を進める上での執行体制が課題。

○樋門等の操作性の向上の必要性

・適切な開閉作業ができないことによる逆流等の浸水被害が発生する恐れ。

【制度化の方向性】

○ 浸水リスクの評価結果の公表、及びこれを踏まえ、都市計画部局、河川部局等

と連携しつつ浸水対策の中長期的な方針の策定を促進するための制度化を検討すること。

- 樋門等の操作ルールの策定を促進するための制度化を検討するとともに、リスク発生時の影響を勘案した維持修繕基準の強化を検討すること。
- O 都道府県による権限代行制度を、災害対策の観点から充実させることを検討すること。

(2) 施設浸水対策の推進

【現状と課題】

- ○施設浸水対策の現状
 - ・処理場の約5割、ポンプ場の約7割が浸水想定区域内に立地。
 - ・令和元年東日本台風等では、外水氾濫による浸水で機能停止が発生。
- 〇下水道BCP策定マニュアルの改訂
 - ・令和元年東日本台風の被害等を踏まえ、浸水対策の内容を追記。

【制度化の方向性】

○ 施設の重要度に応じた耐水化を促進する制度化を検討すること。

3. 人口減少等を踏まえた制度改善のあり方

(1)処理区域に関する制度改善のあり方

【現状と課題】

- 〇人口減少を踏まえた下水道計画区域の見直し
 - ・都道府県構想は令和元年度末までに全ての都道府県において見直しが完了しており、下水道 計画区域の縮小など各汚水処理施設の計画区域が見直された。
- ○既供用区域における人口減少等の影響
 - ・地方公共団体へのアンケート調査では、既供用区域においても人口減少が進行しており、 処理区域の縮小について検討し始めている旨の回答が寄せられた。
 - ・また、同調査結果では、処理区域の縮小を実施するに際して、特に、対住民等への対応に ついて、十分配慮した制度設計必要との回答が寄せられた。

【制度化の方向性】

○ 将来的に、下水道の既整備区域についても、人口減少に伴いその一部の汚水処理システムを下水道から合併浄化槽に切り替える都道府県構想の見直しを行う必要が生じると見込まれることから、汚水処理の経済性や地域の環境負荷への影響等、下水道処理区域の縮小の判断基準を整理すること。

(2) 排水設備等に関する制度改善のあり方

【現状と課題】

- 〇排水設備の構造基準
 - ・臭気の発散による生活環境への支障が生じないよう、排水設備の構造基準が規定されている が、ビルピット内での汚水の滞留等に伴う硫化水素の発生により、依然として、臭気の苦情

が下水道管理者に寄せられている。

○排水設備に起因した下水道施設の損傷の事例

・ビルピット排水からの硫化水素の発生が原因で下水道本管が損傷し、道路陥没が発生した事 例がある。

○少子高齢社会への貢献の可能性

- ・直接投入型ディスポーザーの設置については、下水道管理の影響等を理由に認めていない 自治体が多い一方、生活利便性の向上等のメリットを想定し認めている事例も存在。
- ・下水道への紙オムツ受入れに向け、影響評価等の社会実験を実施予定。

○廃棄物受け入れに関する制度の不存在

・下水以外の廃棄物の下水道管渠への投入は、現行法令上想定されていないため、各下水道管理者が禁止・受け入れを判断する際に拠るべき法令がなく、判断に必要な条件等も整理されているとは言い難い。

【制度化の方向性】

- 排水設備等による下水道施設の損傷を防止する等の観点から、下水道管理者が ビルピットに関して、より厳格な対応を求めることができるよう、必要な制度 の充実に向けた検討を行うこと。
- 他方、「汚水」の定義が必ずしも厳密なものとはなっていない中、直接投入型ディスポーザーによる生ごみ、紙オムツの受入れについては、受入れを検討している自治体が多くなっていることも踏まえ、現行法制度の枠組みの範囲で実施意向のある自治体が取組みやすくなるよう支援すること。

4.法目的の見直しの検討

〇 「気候変動を踏まえた浸水対策の強化」「下水道事業の持続性の確保」の観点 から下水道法の目的を検証し、見直しを検討すること。

5. さいごに

〇以上の提案事項については、現時点での下水道事業にまつわる現状と課題を踏ま え、制度化を検討すべき事項を幅広に検討したものであるが、今後、国において、 関係機関の意見を聴取しつつ、可能のものから順次、具体的な制度設計を行い、 制度化を図ること。

以上